

地震体験車
仕様書

2019年度

草加八潮消防組合

目 次

第1	総 則	1
第2	全般仕様	3
第3	シャシ	6
第4	キャブ	8
第5	ボディ（地震体験室）	8
第6	ボディ（起震装置）	10
第7	取付品及び取付装置	12
第8	資 機 材	13
第8	そ の 他	13

第1 総則

1 目的

この仕様書は、草加八潮消防組合（以下「組合」という。）が2019年度に購入する地震体験車（以下「本車両」という。）の艤装、性能及びその他製作に関する必要な事項について定める。

2 概要

この本車両は、主として次に掲げるものにより構成すること。

- (1) シャシ
- (2) キャブ
- (3) ボディ（地震体験室及び起震装置）
- (4) 取付品
- (5) 資機材

3 車両条件

本車両は、この仕様に適合して製作するとともに次の条件を満たし、かつ最適の構造及び性能を十分に有すること。

- (1) 堅牢にして、常時、登録された車両総重量の状態において長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えること。
- (2) 使用取扱い上の安全及び操作性を十分考慮すること。
- (3) 清掃、点検、整備及び調整が容易に行えること。
- (4) 製作全般に当たり、活動隊員の労働軽減、安全性及び軽量化に十分な配慮が図られていること。

4 関係法令等

次の法令を遵守すること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号 以下「NO_x・PM法」という。）
- (5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月運輸省令第67号）
- (6) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号 以下「条例」という。）

(7) その他関係のある法令

5 特許等

工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。また、それらの運用・適用に係る費用は、受注者の負担とすること。

6 疑義

製作に当たり、この仕様書又はこの仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、直ちに組合に連絡、協議し、承認を受けること。

7 提出書類

(1) 受注者は、契約後速やかに契約金額内訳書を提出するものとする。

(2) 受注者は、製作に当たり次の関係図書を製本の上、組合の承認を受けること。

ア 製造工程表	2部
イ 車両、艀装五面図	2部
ウ 電気系統配線図	2部
エ 諸元明細図（取付品及び付属品の形式・メーカー各一覧）	2部
オ その他組合の指示のあるもの	必要部数

(3) 納車時に次の関係図書を製本の上、提出すること。

ア 車両、艀装五面図	1部
イ 製造工程写真（シャシ、組立中、塗装後、艀装後）	1部
ウ 試験工程写真（転覆角度試験、重量実測試験）	1部
エ 電気系統配線図	1部
オ 使用材料明細書	1部
カ 自動車改造計算書	1部
キ 車両重量実測書	1部
ク 車両及び資機材取扱説明書	1部
ケ 整備解説書	1部
コ 写真（前後左右）	1部
サ 完了届（納品書）	1部
シ その他組合の指示のあるもの	必要部数

8 検査・納入・保証

- (1) 製作工程において、艀装状況及び装備品、付属品の積載取付状況について中間検査を1回以上行うこと。また、中間検査を受けようとするときは、15日前までに組合へ検査日時及び場所等を記載した書面を提出し、承認を得ること。
 - (2) 納入時において、この仕様書に基づく完成検査を実施し、その結果不合格と認められた箇所について、直ちに改修し再検査を受けなければならない。
 - (3) 検査を受けるときは、検査に先立ち社内検査成績書及び社内検査の状況写真（隠蔽部で検査時に確認できない部分等）を提出すること。なお、社内検査成績書がない場合においては、組合の了承の上、省略することができる。
 - (4) 中間検査及び完成検査終了後、検査報告書を提出すること。
なお、完成車重量実測測定検査及び完成車転覆角度検査を受けて納入時に証明書を提出すること。
 - (5) 納入時、車両及び各資機材の燃料は、それぞれの限度まで入れること。
 - (6) 納入時及び新車点検時の点検整備は、細部にわたり実施すること。
 - (7) 1か月点検及び6ヶ月点検時のエンジンオイル及びオイルエレメント交換を受注者負担で交換すること。
 - (8) 保証期間は3年間とする。ただし、保証後でも製造メーカーが独自で保証期間を定めている場合又は設計不良、工作不良に起因する不具合が生じた場合には、無償で部品の交換並びに修理を行うこと。
 - (9) 車両の登録及びその他の手続、回送及び納車完了までの費用は、全て受注者において負担するものとする。ただし、自賠責保険料（24か月）、自動車重量税及びリサイクル料金については、発注者が負担するものとする。
- 9 納入期限は2020年3月31日（火）とし、納入場所は埼玉県草加市青柳六丁目23番6号、草加消防署青柳分署とすること。

10 支払方法

支払方法は業務完了払とする。

第2 全般仕様

1 一般事項

本車両は、この仕様書に掲げる仕様を上回る強度、耐久性及び機能を有するものとする。

なお、走行中の振動、操作等に十分耐え得る構造にするとともに、走行及びアイドリング時にビビリ音等の発生しない構造とすること。

2 使用材料及び材質

- (1) 使用される材料は、耐蝕性に優れたもの又は必要に応じ防蝕処理が施されたものであり、難燃性に優れたもの及び経年変化の少ない素材を適正に選定したものであること。
- (2) 使用材料及び部品は全て新規製品又は新品とすること。
- (3) 本車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本工業規格品を使用すること。ただし、ボルトナット類はISOねじ又はこれに準ずるものを使用すること。
- (4) プラスチック類は、原則として難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は、原則として耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (6) 総合的な重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右バランスを考慮すること。

3 構成品

本車両及び装備品は、全て新規製品又は新品とすること。

4 標準取付品

公表した標準取付品又は装備品は、全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては、組合と協議し除くことができるものとする。

5 電装品

- (1) バッテリーは、保守点検が容易にできるように設置し、プラス側の端子には、短絡を防止するための保護カバーが取り付けられ、極性を逆にして取り付けられないための措置が講じられていること。
- (2) 無線妨害防止装置として各電装品は、電波障害の発生しないものとする。
- (3) 電気配線は次のとおりとすること。

ア 艀装品用配線は、エンジンスタートスイッチのACCに連動し通電すること。

なお、起震装置は車両エンジンに関係なく、起震装置リモコンスイッチに連動すること。

イ 各配線及び電装品端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位の端子は防水処理を施すこと。

ウ 熱の影響を受ける可能性のある部品は、耐熱ケーブルを用い、断熱処理を施すこと。

エ 配線が貫通する部分及びフローア等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロ

メット又は保護管等による摩耗防止処理を施すこと。

オ 電機部品及びこれらの結合部分は、J I S C - 0 9 2 0（電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級）保護等級 1（防滴 I 型）又は保護等級 2（防滴 II 型）とすること。ただし、水密部又はこの処理を特に必要としない部位については、この限りでない。

カ 各配線は、絶縁性に優れ余裕長のあるものを色分けして使用すること。

キ 各電装品は、各標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。

ク 増設ヒューズボックスは、被覆保護をすること。

ケ 増設ヒューズの名称を、見やすい位置に表示すること。

コ 配線等は、原則露出することなくダッシュパネル及び内張等の内側とすること。

6 塗装

(1) 車体は、錆落としの上、リン酸塩被膜を形成後、プライマーパテ、水研、サフェーサを行い乾燥させてからウレタン塗装を吹きつけ、再び乾燥させること。

(2) 下地処理

ア 錆止め塗装は、溶接ミスト除去、錆落とし等を十分に実施後に行うこと。

イ 塗装部分は、全て密着性向上のため下地処理サンドペーパー又はナイロンタワシ等により足付けをすること。

ウ 脱脂剤等を使用し、縮み、剥離等が発生しないよう脱脂を十分に行うこと。

エ 外板部等は、錆止め作業を実施後、塗装後フェザーエッジが出ないよう素地調整を行うこと。

(3) 異物、エアークラック、塗料たれ、縮み、つやひけ、透け、ブラッシング及び異物混入のないよう塗装すること。

(4) 塗装範囲は、フロントバンパーを含むボディ外装とすること。

なお、ウェザーストリップ、水きりゴム、パネル溶接部等をブロック単位とし、範囲詳細は別途協議とする。

(5) マスキングは、非塗装部分にミストが飛散しないよう留意すること。

7 文字表示等

(1) キャブ左右ドアに左書き丸ゴシック体で「草加八潮消防局」と記入すること。

(2) その他の文字表示については別途協議とする。

(3) 文字材質は、屋外用カッティングシートとし、位置及び大きさについては別途協議と

する。

- (4) 記載文字等について特に指示のないものは別途協議し、決定すること。
- (5) 再帰性に富んだ反射材を組合が指定する場所に貼付すること。道路運送車両の保安基準や他の法令を遵守するように貼付を行うこと。

なお、貼付箇所については、別途協議とすること。

8 銘板

次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (1) 製造に関する銘板
- (2) 操作に関する銘板
- (3) 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板
- (4) 各スイッチ類には、名称及び「ON・OFF」の表示をすること。
- (5) 計器類には、名称を表示すること。
- (6) 操作装置には、名称や操作方向を表示すること。

第3 シャシ

1 車両に使用するシャシは、最新のポスト新長期排出ガス規制に適合したものであること。

2 使用シャシ

- (1) 全低床ロング3t級シャシとすること。
- (2) エンジンは、次の諸元・性能以上を満たすこと。
 - ア エンジンは、直列4気筒ディーゼルエンジンとすること。
 - イ 排気量は、4,000cc程度とすること。
 - ウ 最高出力は、100kW(136ps)程度とすること。
 - エ 最大トルクは、390Nm(40.0kgm)程度とすること。
- (3) 駆動方式は、2輪駆動方式とすること。
- (4) 動力伝達装置は、オートマティックトランスミッションとすること。
- (5) EBD付きABSを装備すること。
- (6) ステリングは、パワーステアリングとすること。
- (7) ホイルベースは、3,870mm程度とすること。
- (8) 乗車定員は、3名とする。
- (9) オルタネーターは、24V-80A以上とすること。

- (10) バッテリーは、9 5 D 3 1 L × 2 以上とすること。
- (11) 完成車の主要寸法
 - ア 全長 7, 0 5 0 mm程度
 - イ 全幅 2, 2 2 0 mm程度
 - ウ 全高 3, 2 6 0 mm程度
- (12) V S C 及び T R C を装備すること。
- (13) 車両総重量は 7, 5 0 0 k g 未満とすること。
- (14) 燃料タンク容量は、1 0 0 L 程度（給油口、軽油、最大数量を明記）とすること。
- (15) サイドブレーキは電動パーキングレンジ付きとすること。
- (16) フロントサスペンションはフロントスタビライザー付きとすること。
- (17) その他
 - ア 運転席 S R S エアバック
 - イ フォグランプ
 - ウ パワーウインドウ（全席）
 - エ 電気式ドアロック（集中ドアロック）
 - オ サンバイザー（全席）
 - カ 純正エアコン（代替フロン型）
 - キ タイヤ（スペアタイヤを含む全てオールシーズンラジアルタイヤ）
 - ク 熱線付電動格納式ミラー（運転席、助手席側）
 - ケ アンダーミラー（助手席）
 - コ L E D ランプ
 - サ 後退警報器（アラーム）
 - シ バックアイカメラ及びバックアイモニター（ルームミラー型）
 - ス ドライブレコーダー
 - セ A M ・ F M ラジオ

3 標準取付品

この仕様において、指定したもの以外の装備については、シャシメーカーが公表した標準取付品が装備されていなければならない。

4 車両付属品

シャシの付属品及び特殊付属品は、次のとおりとすること。

- (1) スマートキー及びスマートスペアキー（各1個）
- (2) タイヤチェーン
- (3) 音声合成警報ブザー
- (4) タイヤ灯(左右後輪灯)
- (5) 車幅灯
- (6) 車輪止4個
- (7) フロアマット（シングルキャブ用）
- (8) 工具一式
- (9) 泥よけ
- (10) 樹脂製サイドバイザー（ドアウィンドウ）
- (11) 非常用信号器具（発煙筒、非常信号灯、三角停止板）
- (12) 消火器（ABC粉末6型）
- (13) その他車両運行基準に規定されたもの

第4 キャブ

1 キャブ

- (1) シングルワイドキャブ型とすること。
- (2) キャブ乗降時摩擦等のおそれのある部分に保護板等を取り付けること。
- (3) 各ドアに開放時でも夜間後方から視認しやすい位置に、赤色の超高輝度反射シート（広角プリズム型フルキューブ）を貼付すること。
- (4) キャブチルト装置（手動）を取り付けること。

2 照明

ドア開閉連動の室内照明灯（LED）を取り付けること。

3 消防エンブレム

キャブフロントグリル中央上部に耐蝕メッキを施した直径150mmの消防章を設置すること。

第5 ボディ（地震体験室）

1 寸法

間口 2, 500mm程度

奥行 1, 700 mm程度

高さ 1, 800 mm程度

2 構造及び性能

構造及び性能は次のとおりとすること。

(1) 地震体験室は、床、壁及び天井を備え、起震装置作動時の震度に十分耐えられる構造であること。

(2) 地震体験室は、車両左側面を開放構造とし、乗り込み側とすること。また、昇降用の手摺り付きタラップを車両左側に2列取り付けられるようにすること。

なお、利用者の安全を考慮し、タラップの傾斜が急にならないようにすること。

(3) 昇降用の手摺り付きタラップについては、折り畳み収納等で、容易に収納できるものとし、滑り止めを取り付けること。

なお、収納時、容易かつ安全に収納できるような配慮を行い、可能な限り軽量化を図ること。

(4) 地震体験室の壁面は化粧板仕上げとし、床面は合板張りの上、カーペット敷きとすること。

なお、壁面については、地震体験時に椅子、机等が当たっても壊れにくい材質、強度について考慮すること。

(5) 地震体験室振動時に隙間への挟み込み防止策として体験室モニター側に手摺りを設けること。また、出入り口側にアクリル板を取り付け、利用者の安全を考慮したものとすること。

(6) 地震体験室内に震度を表示できる震度階表示器を取り付け、地震動の揺れを表示できるようにすること。また、視野性に優れたものとすること。

(7) 地震体験室にはテーブル1台、椅子4脚を設けること。

なお、利用者の安全が確保できるようテーブルは固定式とし、椅子は車両走行時には、地震体験室に容易に固定できるようにすること。

(8) 地震体験室の定員は4名とし、許容荷重は280kg以上とすること。

(9) 地震体験車左側面の開閉扉を開き、ステージとして使用する際に、ステージと地震体験室の間にスロープを渡すこと。また、スロープについては転倒防止を図り、すべり止めを取り付けること。

第6 ボディ（起震装置）

1 起震装置

- (1) 起震装置は、地震体験室の下部に設置し、前後、左右及び上下の三方向に振動を加えることができるボール・ネジ式構造とすること。
- (2) 起震装置は、電動サーボモーター駆動方式とし、専用の発動発電機によって駆動するものであること。
- (3) 各方向における作動範囲は、次のとおりとすること。
 - ア 前後方向作動範囲 280 mm以上（±140 mm以上）
 - イ 左右方向作動範囲 120 mm以上（±60 mm以上）
 - ウ 上下方向作動範囲 40 mm以上（±20 mm以上）

2 地震体験

- (1) 地震体験は、「震度階地震」、「再現地震」、「想定地震」、「緊急地震速報連動地震」が選択できること。
- (2) 「震度階地震」での震度階については、少なくとも震度階ごとに再現できることとし、各震度階に相当する「加速度データ」を元に制御プログラムを作成し、実際の地震動に近似した振動を再現すること。完成後は、無負荷状態で、各震度階ごとの震度を測定すると共に「気象庁震度階級表」に基づく計測震度であることが確認できること。
 - ア 震度2
 - イ 震度3
 - ウ 震度4
 - エ 震度5弱
 - オ 震度5強
 - カ 震度6弱
 - キ 震度6強
 - ク 震度7
- (3) 「震度階地震」では、震度階をアナウンスできること。また、震度階地震と連動して効果音を発生させるようにすること。
- (4) 「震度階地震」の前後、左右及び上下の震度は、任意の組み合わせができること。また、途中で震度変更が可能なこと。
- (5) 「震度階地震」では、作動時間を1秒単位で設定できること。

- (6) 「再現地震」については、以下の8種類の過去に起こった地震と6種類の「想定地震」と2種類の「緊急地震速報連動地震」が再現できること。

なお、詳細については、組合と協議の上、決定すること。

- (7) 再現地震と連動して、地震体験室に設置する薄型ディスプレイ（43型）に再現画像を表示すると共に、音声によって説明を行うものとする。

なお、映像及び音声説明については、組合と別途協議すること。

3 操作盤

- (1) 各種操作については、車両左後部に取り付けた操作盤によって容易に操作できる構造とすること。
- (2) 起震装置の操作については、タッチパネル式コントローラーで行えるようにすると共に、危険防止のため、緊急停止の操作ボタン等を取り付けること。
- (3) タッチパネル式コントローラー等のタッチパネルに起震装置の作動時間表示、サーボモーターの異常等動作が確認でき、また操作上でのヒューマンエラーを防ぐ構造とすること。

4 電源装置

- (1) 電源装置については、専用の発動発電機によって起震装置、広報装置等が作動できるようにし、起震装置の稼働中においては地震体験車のエンジンが停止できるものとする。
- なお、一部車両バッテリー使用回路に対しては、自動的にバッテリーに充電する回路を設けること。
- (2) 発動発電機については、起震装置等の稼働に十分な能力を有するものとし、かつ低騒音及び低公害型とすること。
- (3) 発動発電機は地震体験車後部に積載し、車両走行時の振動、衝撃及び起震装置作動時の振動等による不具合が生じないよう考慮し、設置すること。
- (4) 広報活動時に使用するため、外部取り出し用コンセントは、交流100V-15A程度の防水タイプを操作盤付近に取り付けること。
- (5) 燃料は軽油とし、地震体験車用の燃料タンクと共用できるものとする。また、燃料配管とエンジン部及びそれぞれの接続部は、耐熱性、かつ可撓性を有する材料によって、強固に固定を行うこと。

第7 取付品及び取付装置

別表に掲げる取付品及び取付装置は次のとおりとすること。

1 車椅子用パワーゲート

- (1) 車椅子用のパワーゲートを車両後部に取り付けること。乗降は、車両後部から行うものとし、地震体験室までの通路は、通路幅850mm以上、出入り口幅800mm以上とすること。また、地震体験室までの通路については、バリアフリーとすること。
- (2) 主要諸元及び能力は次のとおりとする。
 - ア 昇降能力 200kg以上
 - イ プラットホーム 幅900mm以上、長さ1,200mm以上
 - ウ 駆動方式 電動油圧式
- (3) パワーゲートの操作は、車両後部の固定操作盤によって操作できるものとする。
- (4) パワーゲートのシャシへの取付は、強度を十分に保つこと。
- (5) プラットホームには、乗降時の転落防止の装置を取り付けること。
- (6) 地震体験室後部に開閉扉を取り付け、車椅子で地震体験室へ進入できる構造とすること。

なお、開閉扉は鍵付きとし、起震装置による振動に耐えうる構造とすること。

2 開閉扉（地震体験室開口部）

- (1) 車両左側面外板部が電動油圧式開閉装置によって、上下二分割に開閉し、開閉時上部についてはひさしとして、下部についてはステージ台として使用できる構造とし、スイッチによって上下自動開閉できること。また、開閉装置が作動中は車外に警報音が鳴動するものとする。
- (2) 開閉装置の故障等によって、扉の開閉が不能になった場合に、別の開閉手段を設けること。
- (3) 開閉扉を開き、ステージとして使用する際の転落防止のため、着脱式の手摺りを取り付けること。

3 開閉扉（操作盤開口部）

- (1) 開閉扉（操作盤開口部）は、手動にて容易に開放できるようにすること。
- (2) 開閉扉（地震体験室開口部）の開閉スイッチを取り付けること。

4 映像・音響装置

- (1) 地震体験室内に、薄型ディスプレイ（43型）及びスピーカーを設置し、再現地震体

験時、連像する映像の放映及び音響効果音の出力等ができるようにすること。

- (2) 室内外スピーカー、ワイヤレスチューナー、アンプ、ワイヤレスマイク、AVセレクトター、AVプレーヤー（ブルーレイ）等を取り付け、薄型ディスプレイ、スピーカーから出力できる構造とすること。

5 照明装置

- (1) 車両内照明は、次のとおりとすること。

ア 地震体験室	LED 4灯
イ 開閉扉ひさし部	LED 2灯
ウ 操作部	LED 1灯
エ 収納庫	LED 1灯
オ 発動発電機部	LED 1灯

- (2) 照明スイッチは操作部に取り付けること。また、起震装置のAC電源に連動し、スイッチの切り忘れに伴うバッテリー上がりを防ぐ構造とすること。

6 収納庫

- (1) 車両の資機材等を収納する収納庫を設けること。
- (2) 収納庫内に車輪止め、脚立、タラップ板、すのこ等を収納する際のフック等を設置し、収納庫を有効に使用できるようにすること。

なお、取付位置等については、別途協議すること。

7 鍵

ボディの各種扉に取り付ける鍵については、共通で開錠できるものとすること。

第8 資機材

資機材については、別表のとおりとする。

第9 その他

- 1 受注者は、車両の製作に先立ち組合と製作上の細部にわたり十分な協議をした上で艤装を行うこと。
- 2 車両番号については、組合と協議の上、取得すること。
- 3 地震体験車（起震車）の修繕及び点検等を実施する専門工場が、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県内にあること

- 4 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- 5 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - (1) 受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (2) 受注者は、組合及び所管の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

6 問合せ先

草加市神明二丁目2番2号

草加八潮消防組合

草加八潮消防局警防課 警防救助係

TEL 048-924-0967

FAX 048-928-8454

別表1 車両部分

番号	品名	規格	個(式)数
1	車体	シャシ及びキャブ	1式
2	地震体験室	起震装置を含む	1式

別表2 車両取付品及び取付装置

番号	品名	規格	個(式)数
1	AM・FMラジオ		1式
2	キャブチルト装置	手動式	1式
3	フォグランプ		2個
4	アンダーミラー	メーカー仕様	1個
5	ディスチャージヘッドランプ	メーカー仕様	1式
6	後退警報器	バック時アラーム音	1式
7	バックアイカメラ及びバックアイモニター	メーカー仕様	1式
8	ドライブレコーダー	メーカー仕様 microSD カード付き	1式
9	スペアキー		1個
10	タイヤ灯	LED灯	2個
11	車幅灯		必要数
12	フロアマット	シングルキャブ用	2個
13	工具		1個
14	泥よけ		4個
15	サイドバイザー		2個
16	非常用信号器具		1式
17	足元灯	キャブドア用	2個
18	マップランプ	LED 助手席	1個
19	キャブ内照明	標準装備のものをLED灯へ変更	1式
20	消防章	台座に固定すること。	1式

2 1	車高灯	ボディ前部 2 個、ボディ後部 2 個 スモールライト連動	4 個
2 2	内部コンセント	キャブ内 DC コンセント (60W 程度)	1 口
2 3	発動発電機	地震体験室用 低公害、低騒音型ディーゼルエンジン	1 式
2 4	車椅子用パワーゲート	昇降能力 200kg 以上	1 式
2 5	操作盤	地震体験室用メイン操作盤、タッチパネル式リ モートコントロール他	1 式
2 6	43 型薄型ディスプレイ	地震体験室用	1 式
2 7	スピーカー	地震体験室内 2 か所及び車外 1 か所	1 式
2 8	ワイヤレスチューナー	地震体験室用	1 式
2 9	ワイヤレスマイク	地震体験室用	1 式
3 0	AV プレイヤー	ブルーレイ	1 式
3 1	音響用アンプ		1 式
3 2	AV セレクター・デジタル AV プレイヤー	CG 映像用	1 式
3 3	LED 文字表示機		1 式
3 4	震度表示機		1 式
3 5	照明装置	地震体験室 LED 4 灯 開閉扉ひさし部 LED 2 灯 操作部 LED 1 灯 収納庫 LED 1 灯 発動発電機部 LED 1 灯	1 式
3 6	外部コンセント	防水コンセント	2 口
3 7	テーブル	地震体験室用 (固定)	1 式

別表3 資機材

番号	品名	規格	個(式)数
1	車輪止め	サイズ別途協議	4個
2	消火器	自動車用(ABC粉末6型)	1本
3	タイヤチェーン	シングル	1式
4	椅子	地震体験室用	4脚
5	脚立		1個
6	タラップ受け板		2個
7	すのこ	大きさは別途協議	2枚
8	ベルトパーティション	スガツネ工業屋外用 ベルト長3.6m程度	3個
9	アンプ内蔵スピーカー	ワイヤレスマイク付き2人同時使用可能 最大出力40W程度 AC電源及び電池駆動可能なもの。	1個
10	折り畳みテーブル	軽量アルミ製。大きさについては別途協議。	1個
11	アナログカウンター		1個